

# 名古屋北 法人会だより

No.

150

2021年 5月

〔題字〕名古屋北税務署長 大橋慎一





日時／ **6月9日(水)**

|       |               |
|-------|---------------|
| 通常総会  | 13時30分～14時45分 |
| 記念講演会 | 15時00分～16時30分 |

議事／第1号議案 議事録署名の理事選任の件

## 第2号議案 令和2年度決算承認の件

### 第3号議案 任期満了につき役員改選の件

## 第4号議案 その他

## 記念講演会

一般の方も聴講できます。名古屋北法人会事務局へお問い合わせください。

**聽講無料!**



このままでは「日本」は滅ぶ！  
～コロナが世界と日本に  
問うたものとは何か～

今、日本を危機に陥れている元凶は何か。  
今後、日本の尊厳と国益を守るためには、一体何が必要か！！

“毅然と生きた日本人像”をテーマにノンフィクション作品を多数執筆

作家／ジャーナリスト **門田 隆将**（かどたりゅうしょう）氏

## 講師ご紹介

高知県安芸市生まれ。中央大学法学部卒。週刊新潮記者、デスク、次長、副部長を経て2008年4月に独立。

「毅然と生きた日本人像」をテーマに、幅広い分野で著作を発表。主な著書に、『甲子園への遺言～伝説の打撃コーチ高島導宏の生涯～』（講談社文庫）、『なぜ君は絶望と闘えたのか～本村洋の3300日～』（新潮文庫）、『太平洋戦争 最後の証言』シリーズ（小学館）、『オウム死刑囚 魂の遍歴』（PHP研究所）、『新聞という病』（産経新聞出版）、『死の淵を見た男～吉田昌郎と福島第一原発～』（角川文庫）等、ベストセラー多数。

最新刊は、綿密な取材をもとにコロナ襲来の「現実」と未来への「教訓」を描いたノンフィクション『疫病2020』（産経新聞出版）で、発売2カ月で10万部突破のベストセラーとなっている。

◆午後2時45分までは、(公社)名古屋北法人会の通常総会を開催中のため、一般のお客様はホール内へご入場いただくことはできません。

◆新型コロナウイルスの感染状況により、中止する場合があります。その場合は、当会HPにお知らせしますので、事前にご確認のうえご出席願います。

## 第46回通常総会・記念講演会のお知らせ

|                        |    |
|------------------------|----|
| 国税広報                   | 1  |
| 愛知県広報                  | 3  |
| 創刊150号によせて・表紙写真クイズ     | 4  |
| 名古屋市広報                 | 5  |
| 税理士会                   | 7  |
| 法人会事業                  | 9  |
| 支部活動                   | 11 |
| 青年部会活動                 | 13 |
| 新会員紹介                  | 14 |
| 女性部会活動                 | 15 |
| ちょっといい話                | 17 |
| 終息しないコロナ禍で注目される「免疫力」とは |    |
| 変更届様式                  | 19 |
| 税に関する絵はがきコンクール受賞作品     |    |

## 今回の表紙



### 名鉄瀬戸線・高架下の新スポット「SAKUMACHI商店街」

北区の名鉄瀬戸線、尼ヶ坂駅～清水駅間の高架下500メートルにあるオシャレな「SAKUMACHI商店街」。

”あたらしいまちの景色を、高架下から”をコンセプトに、2019年にオープンした地域密着型の商業施設で、カフェやデリカ、保育所、オフィスといったテナントがずらりと並び、地元の人はもちろん、名鉄を利用して訪れる人々が駅間を歩いて楽しめるようになっています。

3月下旬～4月にかけては、商店街の歩道沿いにある桜並木が花盛り。

桜並木の歩道は日当たりがよく、街並みを楽しみながら散歩をするのにもってこいで、法人会のマスコットキャラクターの“けんた”も桜見物?!。



# 税務署からのお知らせ

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

## 令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!



令和5年10月1日から  
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。  
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書  
(インボイス)を交付することができます。



### 制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の  
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。  
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax** をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

## インボイスってナニ？

電子データ  
(電子インボイス)  
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。  
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### ● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△

●年●月分

|      |      |                 |
|------|------|-----------------|
| ■月▲日 | 割りばし | 550円            |
| ■月▲日 | 牛 肉  | ※ 5,400円        |
| 合 計  |      | 43,600円         |
|      |      | (10%対象 22,000円) |
|      |      | (8%対象 21,600円)  |

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
  - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
  - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△ (T 1234...)

●年●月分

|      |      |                         |
|------|------|-------------------------|
| ■月▲日 | 割りばし | 550円                    |
| ■月▲日 | 牛 肉  | ※ 5,400円                |
| 合 計  |      | 43,600円                 |
|      |      | 10%対象 22,000円 内税 2,000円 |
|      |      | 8%対象 21,600円 内税 1,600円  |

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
  - ② 適用税率
  - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

## 「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



## e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

## インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。





# 愛知県税だより

## 自動車税種別割の納税をお忘れなく

◇5月31日（月）は、自動車税種別割の納期限です。

自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

4月30日（金）に、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしていますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード（決済手数料がかかります。）やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ（PayPay・LINE Pay・PayB）でも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの登録手続を他の人（自動車販売業者など）に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が3月末までに行われていないことが考えられますので、依頼先に御確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

※自動車税種別割に関する詳しいことは、愛知県総務局財務部税務課Webサイト  
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>) をご覧ください。



## 創刊150号記念 表紙写真クイズ

### 問題

「名古屋北法人会だより」第150号の表紙写真の中に、人間（ヒト）は何人写っているでしょうか？

写真をよ〜く見てお答えください。

正解された会員様（個人会員を含みます）の中から抽選で150社（者）のみなさんに「法人会特製オリジナル図書カード（500円分）」をプレゼントいたします。

### 応募方法

同封の応募用紙に必要事項をご記入の上、名古屋北法人会事務局までFAX送信してください。

**FAX 915-3850**

### 応募期間（締切） 5月31日

正解は、名古屋北法人会のホームページにて6月1日以降、掲載させていただきます。

賞品の図書カードは、6月以降行事案内等の発送に同封させていただきます。

正解者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。



「名古屋北法人会だより」の創刊は、昭和49年8月20日。

今から47年前のことです。

第1号は、B5版、モノクロ縦書きの8ページでした。名古屋国税局長様からの創刊祝辞記事などの中に混ざって、「名古屋北法人会とは」という記事が目に残りました。

日頃、会員加入勧奨をさせていただく際に、「法人会の加入メリットは何か？」とよく訊かれますが、この記事を読んでみて、正に“わが意を得たり!”と感じ、とても興味深く思いました。

以下に掲載しましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

「名古屋北法人会だより」は、会と地域社会、会と会員企業とを結ぶ法人会活動の記録であり、地道に号を重ねることで活動の歴史が深く刻み込まれています。

法人会の広報を預かる者として、常に誌面を工夫し、興味深く会員の皆さんに満足して戴ける広報誌創りに貢献していきたいと存じます。今後とも「名古屋北法人会だより」をよろしく願ひいたします。



## 名古屋北法人会とは

「最近会員会社の皆様と親しく御会いしました時に所々で御質問を受けましたので」

### 一、設立の趣旨

名古屋北税務署管内の法人が夫々の税務、経験の知識の向上を図り、納税義務の高揚に努め円滑な税務行政に協力すると共に企業運営の堅実な発展を期すため組織されました。

### 二、法人会入会のメリット

正直に云って法人会の会員だから特別に税金が安くなるものではありません。ある会へ入れば、税金が安くなるなど云う者があるとすればそれは「うそ」であってあなたがたをだまして自分の利益を得ようとする人達です。

税金は御商売の様に「まける」と云ふものではなく適法に出来得る限りの御節税をいただくものです。

節税以外に税金を安くする方法はなく節税以外に税金を少なくする様に図る事は脱税となります。

法人会はこの節税について研究努力し会員の方々の利益を向上させる様図っています。

### 三、節税の知識

節税するには先づ税法の趣旨、税務の知識を必要とします。

税法は時代の変遷と共に年々歳々よく改正されます。一度おぼえればそれでよいと云ふわけにまいりませんし、小説の様に面白いものでもなければ残念乍らのみ込み易いものでもありません。本屋の店頭には沢山の解説本がでていますが基礎知識がないとなかなかスムーズに頭に入っては呉れません。

法人会は根気よく、仲よく、わかり易く、会員の皆様にわかる様色々行事を開催しております。

### 四、節税の相談

節税については税務署に御尋ねいただくことが一番手っとり早く、無料でもかまわず一通つたときは保証つきと云ふものです。又法人会は独立した事務局を設け事務局長が居ります。これは法人会会員の皆様の事務局です。何の御遠慮がいりません。気軽に御尋ね

下さい。法人会はあなたと同じく税金を納める立場の人々が寄り集って会員の皆様により多くのメリットがある様運営している団体です。

### 五、税金の公平

最近税金の負担の不公平についてとか云われてます。これは法律の制度によるもので税務署の段階ではなんともなりません。皆様によって選出された国会議員によって議決されたもので国会およびその国会に提出される法律案について大蔵省、税制審議会等の中央部に働きかけねばなりません。農協、医師会はこの端的な例と云えましょう。

法人会は全国法人会連合会の組織をもって強くこれらの機関に働きかけています。名古屋北法人会においても皆様方の尊い御意見を税制委員制度によって中央に伝達すべく計画して居ります。

### 六、企業の経営

ある会社の社長さんは名古屋北法人会支部設立の総会において述べられました。「自分の会社はかつては税務署が鬼門で絶へず命のちがまる思いであつたが法人会に入会し税の考へ方がわかつたと共にガラス張り経営とし、以来十五年となるが売上は四十倍、利益は七十五倍となりました。会社の発展は法人会入会のメリットでしょうか」との事です。

同社は当名古屋北法人会の模範優良法人として御活躍をいただけて居ります。

企業は税務だけではなく。その他業務、金融、労務等重要なものがありますが税務は企業経営の主要な面であつてあらゆる方面に密接にかゝりあつて居る事はいない事実です。

税理士にまかして居るから経理の者が適当にやるだろの近視眼的あまい態度の経営者では変動のばげしい複雑化した現在の経済状況下にあつて企業の発展は望めないのではないのでしょうか、経営者の皆様は数字による科学的な企業把握と経済の状況分析をもつて健全な発展を期される様願ひます。

法人会に参加されお互に情報の交換、所信の表明をされ伸びる業績、明るい企業となられる事をお勧めします。



# 名古屋市税だより

## ●法人市民税のご案内

### 法人市民税の税率について

#### ●法人税割の税率

| 法人の区分                                         |                                     | 平成31年4月1日以後に終了する事業年度分 |                       |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
|                                               |                                     | 令和元年9月30日以前に開始する事業年度分 | 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分 |
| ①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人                      |                                     | 12.1%                 | 8.4%                  |
| ②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人                       | 法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの(注1) |                       |                       |
| ③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。) | 法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの(注1)  | 9.7%                  | 6.0%                  |
| ④人格のない社団等                                     |                                     |                       |                       |

(注1) 2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「**2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額**」と置きかえて判定します。

#### ●均等割の税率

| 資本金等の額(注2)による法人の区分 | 平成31年4月1日以後に終了する事業年度分 |              |
|--------------------|-----------------------|--------------|
|                    | 従業者数(注3)50人以下         | 従業者数(注3)50人超 |
| 公益法人等、人格のない社団等     | 50,000円               |              |
| 1千万円以下の法人          | 50,000円               | 120,000円     |
| 1千万円を超え1億円以下の法人    | 130,000円              | 150,000円     |
| 1億円を超え10億円以下の法人    | 160,000円              | 400,000円     |
| 10億円を超え50億円以下の法人   | 410,000円              | 1,750,000円   |
| 50億円を超える法人         | 410,000円              | 3,000,000円   |

(注2) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から次により算出した合計額を税率区分の基準とします。

※ 税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金＋資本準備金との比較）について  
 調整後の資本金等の額  $\geq$  資本金＋資本準備金  $\Rightarrow$  **調整後の資本金等の額**  
 調整後の資本金等の額  $<$  資本金＋資本準備金  $\Rightarrow$  **資本金＋資本準備金**

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 ＋ 無償増資額 － 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を確定申告書に添付してください。

(注3) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

栄市税事務所 市民税課 法人市民税係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 052-959-3305



## ●軽自動車税（種別割）についてのお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡や廃車などをしても、月割ではなく、その年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車を取得や廃車された場合の申告については、名古屋市内の最寄りの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で受け付けています。なお、3輪以上の軽自動車に関しては一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所で、2輪の小型自動車（2輪の軽自動車を含みます。）に関しては愛知運輸支局で申告を受け付けています。

3輪及び4輪以上の軽自動車については最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって適用される税率が変わります。

例)

|                  |                                 | 令和3年度の課税                                                                                                        |
|------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 軽自動車<br>(乗用・自家用) | 平成27年3月以前に<br>最初の新規検査を<br>受けた車両 | 7,200円<br>〔ただし、最初の新規検査が平成20年3月以前の場合は<br>重課税率12,900円が適用〕                                                         |
|                  | 平成27年4月以後に<br>最初の新規検査を<br>受けた車両 | 10,800円<br>〔ただし、最初の新規検査が令和2年4月から令和3年<br>3月、かつ、一定基準の環境性能を有する場合は令和<br>3年度分に限り軽減税率（2,700円、5,400円または<br>8,100円）が適用〕 |

金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係  
〒460-8626  
名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）  
電話052-324-9803

## ●簡単・便利！ インターネットでの市税の申告！

名古屋市では、エルタックス(eLTAX)を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

○電子申告が可能な市税の税目

個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税および固定資産税(償却資産)

○電子納税が可能な市税の税目

個人住民税(特別徴収)、法人市民税および事業所税

○エルタックスについてのお問い合わせ先

エルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

「エルタックス」ヘルプデスク 電話番号:0570-081459

(IP電話等をご利用の場合 電話番号:03-5521-0019)



# 重加算税の概要と税務調査との関わり

名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 小塚真好

## ●はじめに 加算税制度の意義

申告納税制度の発展・定着のために、法定申告期限までに申告・納付が適正に履行されない場合に、その申告・納付義務違反の態様に応じて課されるものであり、申告・納付義務違反に対する行政罰としての性格を有するものです。

なお、申告・納付義務違反が脱税犯に該当する場合には、併せて刑事罰が科されることになります。

これは二重の処罰にはならないと最高裁の判例で示されています。

(昭和45年9月11日判決)



## ●加算税の種類と課税要件の概要

### (1)過少申告加算税(国税通則法第65条)

申告期限内に納税申告書が提出された場合において、納税申告書に記載した金額が過少で修正申告書の提出又は更正があったとき

### (2)無申告加算税(国税通則法第66条)

①申告期限までに納税申告書を提出しないで、期限後申告書の提出又は決定があった場合

②期限後申告書の提出又は決定があった後に、修正申告書の提出又は更正があった場合

### (3)不納付加算税(国税通則法第67条)

源泉徴収等により納付すべき税額を法定納期限までに納付しなかった場合において、法定納期限後に納税の告知を受けたとき又は納税の告知前に納付したとき

### (4)重加算税(国税通則法第68条)

(1)、(2)又は(3)に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実等を隠蔽又は仮装していたときは、(1)、(2)又は(3)に代えて

## ●重加算税の趣旨

納付すべき税額の計算の基礎となる事実について隠蔽又は仮装という不正手段がとられた場合に、特別の行政制裁を課することによって、適正な申告をした納税者とそうでない納税者との間の権衡を図り、これによって納税義務違反の発生を防止し、徴税の実を挙げようとするものです。(最高裁・平成6年11月22日判決)

## ●隠蔽又は仮装の定義

**隠蔽**……事実を隠匿しあるいは脱漏すること。

**仮装**……所得・財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲すること。

(和歌山地裁・昭和50年6月23日判決)

また、典型例としては、以下のようなものがあります。

**隠蔽**……売上の除外、棚卸資産の除外、二重帳簿の作成、証拠書類の廃棄等





**仮装**……架空仕入、架空経費、虚偽答弁、取引上の架空名義の使用等

なお、1つの行為が隠蔽と仮装の双方に該当することもあります。

## ●税務調査との関わり

納税者が隠蔽又は仮装の行為をしたことによって税務調査を困難にし多大な労力と経費を国家に費やさせたことの補償をさせることも意味し、国庫利益の侵害に対する損害賠償請求的性格を併せ持つものと解するのが相当であるとされています。(最高裁・平成6年11月22日判決)

## ●重加算税の適用除外

過少申告加算税については、納税者に隠蔽又は仮装の事実があっても、税務調査による更正を予知しないで自発的に修正申告書の提出をした場合には、過少申告加算税が課されないこととなりますので、この場合には重加算税も課されません。

同様に、無申告加算税又は不納付加算税についても、これらが課されない、又は徴収されない場合及び軽減される場合には、重加算税は課されないし、又は徴収されません。(国税庁HPより編集)



## ●重加算税の税率

過少申告加算税に代えて課す場合……35%

無申告加算税に代えて課す場合……40%

不納付加算税に代えて課す場合……35%

## ●平成28年度税制改正 短期間に繰り返して無申告又は隠蔽・仮装が行われた場合の加重措置の導入

期限後申告等(注)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(税務調査による更正又は決定の予知後に課されたもの)に限り、又は重加算税を課された(徴収された)ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する(徴収する)無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。(国税庁HPより編集)

(注) 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出(更正又は決定を予知してされたものに限り)、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

## ●おわりに

このように、重加算税は申告納税制度の秩序維持において重要な位置を占めています。

税務調査の際に隠蔽又は仮装があると認定されて、重加算税が課されることがないように、日頃より申告・納付を適正に履行してください。

名古屋税理士会名古屋北支部  
北区田幡二丁目12番14号 明治安田生命黒川ビル4階  
電話 052-914-7215

## 社会貢献観劇研修会 .....

### 1.23 「ライオンキング」観劇

名古屋四季劇場

- 1) ミュージカル「ライオンキング」の見方
- 2) ライオンキング観賞



講師予定者であった 四季(株) 出口綾菜 氏

緊急事態宣言が出されていたため、予定していた講演会が開催できなくなりましたが、劇団四季様から「見どころ紹介」のオリジナルパンフレットを作成していただき、参加者の皆様の疑問・質問にもしっかりとお答えいただきました。(下のQ&A参照)

今後も、多くの皆さまが参加いただける「舞台」を探してまいりたいと思っております。ご推薦が有りましたら事務局へお知らせください。

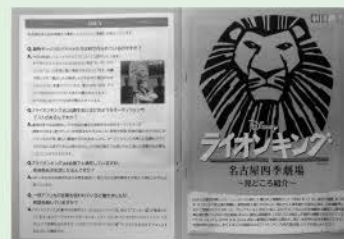
## Q&A

名古屋北法人会の皆様より事前にいただいたご質問にお答えいたします。

### Q.動物そっくりのパペットたちは何で作られているのですか？

A.今回は特別にムファサのマスクについてご紹介いたします。

木で作られているように見えますが、実は“カーボングラファイト”という非常に軽い素材で作られています。俳優が頭にのせて動かしたり操作したりするのに負担がかからないように考慮されています。重さは約500グラム!500mlのペットボトルほどの重さなんですよ!  
たてがみにはクジャクの毛が使用されています。



オリジナルパンフレット

### Q.『ライオンキング』に出演するにはどのようなオーディションやテストがあるんですか？

A.劇団四季では定期的に、その作品の稽古に参加するためのオーディションが開催されています。歌やダンス・お芝居はもちろんのこと、身長や声質・身体の動きがその役に合っているのか等、厳しい審査が行われます。しかし、オーディションに合格した俳優がすぐにその作品に出演できるとは限りません。その後の稽古で出演レベルに達した俳優のみが舞台に立つことができるのです。

### Q.『ライオンキング』は全国で上演していますが、単身赴任の生活になるんですか？

A.はい。本社のある横浜市あざみ野を拠点に、地方での公演の際はその地方で滞在しながら出演しています。

### Q.一部アフリカの言葉が使われていると聞きましたが、何語を話していますか？

A.『ライオンキング』の劇中の台詞やミュージカルナンバーには、所々で“ズールー語”が使用されています。またミーアキャットのティモンと、イボイノシシのプンヴァがシンバに「ハクナ・マタタ」という言葉を伝えますが、これはアフリカの“スワヒリ語”で「どうにかなるさ」「くよくよするな」という意味です。



参加者の皆さん

### ご参加いただいた皆様の声

- ★講演会は残念ながら中止になってしまいましたが、資料をいただけただけでも、事前に予備知識ができ楽しく観劇することができました。
- ★劇団四季の舞台を観ることが初めてだったので、観るまでに楽しみが増え、衣装のことなどポイントがわかってとても参考になった。
- ★資料のQ&Aは、勉強になりました。
- ★資料の文字がもう少し大きいと読みやすかったです。
- ★名古屋弁が、特に忠実で良かった。
- ★劇場の客席間隔が詰まっておりコロナ禍において、気になった。



## 税務関連研修

### 2.12 決算期別説明会 法人会研修室

講師 名古屋北税務署 法人課税第一部門 審理担当官



令和3年1月2月3月期決算法人を対象に、重要な改正事項のほか、新型コロナ禍中における決算と申告に当たっての留意点などについて、丁寧に説明をいただきました。

## 役員会

### 12. 9 運営会議 本部理事会



### 2.19 広報委員会



### 3. 8 運営会議 本部理事会



## 支部報告

# 活動レポート

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を睨みながらの支部活動でした。  
見学研修会の開催を企画したけれど、断腸の思いで直前に「中止」の判断を下した支部もありました。  
本当に、新型コロナウイルスには早く収束してもらいたいものです。

## 研 修 会

杉 村  
支部

大 杉  
支部

清 水  
支部

### 3支部合同見学研修会

開催日：12月8日

場 所：祇園・花見小路・八坂神社散策と天龍寺を探访



GoToトラベルを利用して、初冬に「なごりの紅葉」を堪能してきました。(写真がカラーでないのが残念。)  
往復のバス車内では、大声の会話禁止、アルコール類禁止、社会的距離の確保等という厳しいルールに堪えながらでしたので、観光時間中はとても幸せな気分だったとか(笑)。

楠  
支部

### 教養研修会

開催日：3月4日

場 所：名古屋市楠地区会館

テーマ：「クレーム対応のキホン」・「アンガーマネジメント」

講 師：ハラスメント防止コンサルタント、認定心理士、  
アンガーマネジメントトレーナー 岩月律子 氏 (写真)



クレームの身近な事例への対応の事例実習を織り込みながら、クレームにしっかりと対応することで顧客をつなぎ留め、更に強力なファンになってもらうことが可能であるということを教えていただきました。また、研修の後半では怒りをコントロールする手法「アンガーマネジメント」について学びました。



## 講演会

杉村 支部  
大杉 支部  
清水 支部

### 3支部合同講演会

開催日：2月24日

場 所：名古屋市北文化小劇場

テーマ：「コロナ後の世界でも、コロナにならない体づくり」

講 師：中部大学総合工学研究所

特任教授/環境学者 武田邦彦 氏



テレビでもお馴染みの武田邦彦先生から、新型コロナ対策を中心として、ワクチンの安全性についてとか、生物の雄雌の関係や稲穂の一生のことなど、親しみがあり聴きやすいお話でした。テレビでは聴けないような内容も多く、気が付けば講演の終わり時刻が近づいていた…という感じでした。

法人会会員様以外の一般の方も大勢参加があり、武田先生の人気の高さのうかがえる講演会でした。

講演会の企画・準備・片付をしていただいた各支部長さん、スタッフの皆さんお疲れ様でした。

## 役員会

### 2. 9 杉村・大杉・清水 3 支部代表役員会



### 2. 19 守山北支部役員会（持回り方式）

### 3. 4 楠支部役員会

### 3. 17 若葉支部役員会（持回り方式）

### 3. 30 金城西支部役員会



# 活動レポート

## 運営会議

### 1.12 運営会議 法人会研修室



東志賀小学校で租税教室を開催する予定があり、児童参加型の新しい租税教室を実施しようと、打合せと練習をしましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大のため、中止となってしまいました。

### 3.15 運営会議 法人会研修室

## 役員会

### 1.19 拡大役員会（ZOOM オンライン）



徳永青年部会長の司会進行のもと、役員各位の近況を互いに紹介し合いながら、今後の事業の進め方などについても話し合いました。「オンライン方式」とはいえ久しぶりに互いの顔を見ながら話ができて、次はリアルで会いたいと感じた会議でした。

## 身近な方に「青年部会」への加入をお勧めください

青年部会では、次の3つを掲げて活動しています。

- ① 楽しく活動し、自分自身を磨き、信頼できる仲間づくりをする。
- ② 税知識の向上、経営者としての資質を磨き、社会に貢献できる人材となることを目指す。
- ③ 会員交流を通じて経営上の悩みの共通認識やその解決策を探る。視野を広げる。

青年部会にご加入いただくと・・・

- ・ 仕事も家庭も忙しい現役世代の集まりであるからこそ、工夫して楽しく活動することができます。
- ・ 「税」をキーワードに、経営者同士、利害関係なく本音の話ができます。  
(ご自身のネットワークが広がり、有意な情報を共有することができます。)
- ・ 所属期間(50歳まで)を利用し、互いに磨きあい立派な経営者となり、更に社会に貢献できる人物を目指します。
- ・ 名古屋北法人会の次代の役員候補を育成する役割を担います。  
(年会費は、18,000円です。)



# 新会員紹介

2020.12~2021.3

| 支 部 | 会社名等・住所                                | 代表者名・電話番号                | 業 種                   | 献賛社                      |
|-----|----------------------------------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 大曽根 | (有)エムジェイワイ<br>北区大曽根4丁目16-12 イナガキビル901号 | 中 安 正 夫<br>918-8300      | 飲食店の経営、<br>遊戯機器の運営・管理 | 桶槽工業(株)                  |
| 大杉  | リンクスパートナーズ(株)<br>北区生駒町3丁目65-2          | 浅 井 昌 彦<br>916-3307      | 貨物軽自動車運送事業            | 中日信用金庫本店(清水)             |
| 大杉  | MASTER WALL<br>北区神明町6                  | 野 尻 敏 文<br>090-3589-4520 | 建築意匠デザイン              | 中日信用金庫本店(清水)             |
| 清水  | (株)松井調査設計<br>北区清水5丁目20-2               | 松 井 孝 幸<br>918-2521      | 建築物調査                 |                          |
| 金城西 | (株)AX<br>北区金城1丁目2-2 中富住宅D棟503          | 松 本 篤 典<br>914-1631      | 通信・電気・各種営業代行、<br>代理店業 |                          |
| 金城西 | (株)ソイルテック東海<br>北区八代町1丁目11              | 南 谷 篤 彦<br>938-5539      | 建設業                   | ユニック中部販売(株)              |
| 金城西 | (株)ソイル技建東海<br>北区八代町1丁目11               | 南 谷 篤 彦<br>919-6545      | 建設業                   | ユニック中部販売(株)              |
| 金城西 | (株)ティーテック<br>北区八代町2丁目79                | 鈴 木 貴 人<br>913-0630      | 建設業                   | (有)中日新聞志賀専売店             |
| 金城西 | (株)バンクエスト<br>北区八代町1丁目11                | 南 谷 篤 彦<br>090-8954-6545 | 飲食業                   | ユニック中部販売(株)              |
| 金城西 | トヨタカローラ愛豊(株) 城北店<br>北区中丸町2-45          | 安 江 賢 二<br>911-1391      | カーディーラー               | 日比野建設(株)                 |
| 金城西 | 東洋レース(株)<br>北区駒止町2丁目40                 | 岩 坂 眞<br>911-0371        | 紙製品卸、不動産業             |                          |
| 金城西 | 東洋建装(株)<br>北区駒止町2丁目40                  | 岩 坂 明 歩<br>911-0371      | 紙加工、販売                |                          |
| 若葉  | (株)藤工業<br>北区志賀南通2-2-2 ツインビービル10黒川4階南   | 工藤スリマン<br>854-6197       | 建設業                   |                          |
| 北陵  | (同)クオビス<br>北区安井2丁目7-15                 | 加藤千比呂<br>912-2409        | 医療機器開発、コンサル           |                          |
| 瀬古  | (株)HIORI<br>守山区瀬古東1丁目512-3             | 堀 祐 太<br>799-7690        | 建設業                   | (株)ナカシロ(守山北)<br>中京銀行守山支店 |
| 小幡  | (株)こだま<br>守山区大谷町3-31                   | 秋 田 秀 年<br>792-8350      | 塗装・防水業                | 川辺建設(株)(清水)              |

(敬称略)

## 会 員 募 集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

**研修・地域貢献事業** = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学  
**保 障 制 度** = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック  
**交 流 事 業** = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部  
**情 報 発 信** = 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

## 活動レポート

## 1.14 「税に関する絵はがきコンクール」応募作品審査会 法人会研修室



175点の応募作品を高学年の部、中学年の部、低学年の部の3つに分類して、部会役員と美術専門家らが各部からそれぞれ5作品程度を抽出し、さらに3つの部ごとに獲得投票数の多かった作品を選定する方法で審査を行いました。

美術専門家の先生からは、「年々、作品のレベルが上がっているし、小学生とは思えない構図の作品もあり、素晴らしいです。」との講評をいただきました。

## 役員会

12.10 役員会 法人会研修室

2. 9 役員会 法人会研修室



「税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品の中から全法連へ出展する1作品を決定したほか、令和3年度における新型コロナ禍の中での事業活動のアイデアなどについて議論しました。会議の冒頭、大同生命保険名古屋支社の安藤課長様から、法人会会員向けに提供している各種サービスのご案内をいただきました。

3. 9 役員会 法人会研修室





## Youtube動画にて「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品と応募全作品の発表

# 第10回 税に関する絵はがきコンクール

女性部会 YOUTUBE を皆さんに見ていただきたい！ 視聴はこちらから～

<http://www.kitahou.or.jp>



今回は、新型コロナウイルス感染症の影響から、例年のように子供たちに集まってもらって表彰式を実施することは控えた方がよいと考え、Youtube 動画を作成して入賞者と作品の表彰を行いました。

動画は、撮影から編集、サイトへのアップまで、全て自分たちで作成しました。



**ラッキー！  
タブレットが当たったぜ！**

昨年11月に実施した「租税教室@Youtube」に参加して、見事タブレット端末をゲットした小学生から、喜びのお便りをいただきました。

**（お母さまから一言）**

この度は年末に素敵なプレゼントをありがとうございました。また何かありましたら、参加させてください。



## 女性部会では新規部会員を募集しています

女性部会が実施する各種研修会・事業は、女性部会員以外の一般の方でも事前にお申し込みくだされば、どなたでも参加していただくことが可能です。

また、女性部会には、名古屋北法人会会員の会社役員様だけでなく女性社員様の方も加入できます（一企業につき2名まで。）。

年会費は、お一人4,000円／年です。是非ご加入をご検討下さい。

詳細については、名古屋北法人会事務局までお問い合わせ下さい。

皆様のご参加をお待ちしております。

（名古屋北法人会事務局 電話 915-3886）



ちょっといい話

# 終息しないコロナ禍で 注目される「免疫力」とは

医療ジャーナリスト 大谷克弥

## 外部からの病気には、自然免疫と獲得免疫で防衛

多発しているコロナ禍で、死者は別にして感染者から状況を聴いてみると、同じ職場にいたのに、かなり重症で入院した人、症状が軽く自宅待機だった人、全く無症状だった人など様々です。軽いクシャミが数回出ただけで、勉強になったと笑顔の人もありました。どうしてそんなに違うのかと不思議に思い、詳しい関係者に尋ねると、ほぼ全員が「免疫力の差」と答えます。それには高齢者であることのほか、心臓病、呼吸器疾患、糖尿病などの基礎疾患があるかどうかも要因のようでした。そこで日常的によく使われる免疫とは何かについて説明します。

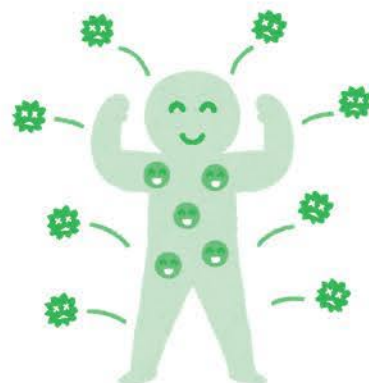
人間は一見元気そうに見えても、体内では毎日のようにガン細胞が発生したり、外部からは細菌やウイルスが侵入してきたりと、病気の標的にされています。そうした外敵に対し、内部から監視して撃退を図るのが免疫で、言葉を替えると“自己防衛システム”のことなのです。

その免疫には、元々備わっていて初回攻撃が担当の「自然免疫」と、1度入ってきた病原体を再度追い払う「獲得免疫」の2種類があります。ガードマンかお巡りさんのような役割をする自然免疫は、侵入してきた病原体（抗原）に対抗して抗体を創り、白血球などのパワーを借りて最初の攻撃をします。最も強力なのは、名前を聴いたことはあると思いますが、リンパ球の1種のNK細胞です。NKとはナチュラルキラー、つまり「俺様は生まれつきの殺し屋だぞ」と誇示しているのです。

しかし同じ種類の抗原が再侵入してきた際は、自然免疫ではもう対処できません。獲得免疫が登場し、速やかに支援の仲間たちと協調体制を築き、リンパ球の1種のB細胞、T細胞などを総出動させます。ハシカなどは1度感染すると2度とかからないのは、この2段攻撃のおかげと言えます。

## 生活習慣を見直し食事の改善などでパワーアップを

免疫力は生まれつき備わったものですが、歳を重ねると風邪をひきやすくなるように低下していきます。殺し屋のNK細胞でさえ、30歳になると徐々に弱まり始めます。一般的にハイリスクとなるのは、まず加齢で免疫力が低下した高齢者、そして先述





の基礎疾患による病人や、妊婦、乳幼児などが、次なる要注意者です。

一方で、免疫力は食事の内容や運動の有無などに大きく左右されることが分かってきました。また現代病と言われるストレスには減法弱く、リラックスすると免疫細胞が活性化するという特性のあることも明らかになりました。

要約すると、免疫力は生活習慣の影響が非常に大きいので自分の日常生活を仔細にチェックすれば、その強化はさほど難しくはないことになります。**ではどうするかは、「食・動・眠・浴・笑」に気を付けること。**一文字でもお分かりでしょうが、順番に食事、運動、睡眠、入浴、笑い、です。

最も大事なものはバランスのとれた食事です。5 大栄養素は元より、野菜をたっぷり、ヨーグルトなどの乳製品、味噌、納豆、キムチなどの発酵食品、果物もお勧めです。次に運動は毎日が望ましいので過激なものは避け、ウォーキングで十分です。

さて睡眠は個人差が大きいので時間数は控えますが、免疫細胞は睡眠中に活性化することを肝に銘じ、快眠を心がけて下さい。入浴は毎日、少しぬるめのお湯に 20 ～ 30 分ほど浸かり、全身を心地よく温めましょう。快眠も誘導するはずですよ。

最後の笑いは、心の健康をもたらす無料の薬です。先述のNK細胞を短時間で活性化するほか、笑えば必然的に腹式呼吸になるので全身の血行が良くなり、肌もきれいになります。江戸時代に生まれた「笑う門には福来る」の格言は今も健在で、酒は百薬の長をもじって、「笑いは千薬の長」とも言われます。

コロナ対策も基本的には以上の心得で十分ですが、専門医によるとコロナの初期症状は風邪やインフルエンザに酷似しています。疲れなどが続いてコロナを心配する人は多いようですが、感染者でも基礎疾患がなくて普段は健常であれば、ほとんどが軽症か中程度の症状で回復します。テレビでよく放映される味覚障害、臭覚障害はほんの一部とのことでした。

もう 1 つ、イギリス、ブラジルなどではコロナウイルスが変異して、感染力が強いと問題視されていますが、日本での予防策はワクチン接種も始まるし、現在の三密回避、マスク着用、うがい励行で十分だそうです。2020 年 1 月、中国・武漢市で発した新型コロナの死者は世界で 9,400 万人を超えました。しかし日本人の死者は 4,420 人と別格で少ないのは、「マスク着用が徹底しているからでは」が、海外のコメントです。

【筆者紹介】大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

## ＜名古屋北法人会事務局からのお願い＞

平素は法人会活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

下記事項について、該当事項がございましたらお手数でも名古屋北法人会事務局までご提出下さいますようお願い申し上げます。

◇法人所在地の移転・変更   ◇法人の組織・社名変更   ◇代表者の変更   ◇決算期の変更  
◇資本金・出資金等の変更   ◇事業種目の変更   ◇電話番号・FAX番号の変更   ◇合併・解散等

### 変 更 届

年      月      日

公益社団法人名古屋北法人会宛

**変更前の内容(旧)**   変更内容にかかわらず既にお届出の内容で全てご記入下さい。

|               |                                          |      |  |     |    |
|---------------|------------------------------------------|------|--|-----|----|
| お届住所<br>又は所在地 | 〒      —      TEL      —      FAX      — |      |  |     |    |
| フリガナ          |                                          |      |  |     |    |
| お届法人名         |                                          |      |  |     |    |
| フリガナ          |                                          |      |  |     |    |
| 役職<br>代表者名    |                                          |      |  |     |    |
| 資本金           | 万円                                       | 事業種目 |  | 決算期 | 月期 |

**\* 下記事項に変更がありましたので連絡いたします。**   ☐ にレ点を付けて下さい。

☐ 法人所在地の移転・変更   ☐ 法人の組織・社名変更   ☐ 代表者の変更   ☐ 決算期の変更  
☐ 資本金・出資金等の変更   ☐ 事業種目の変更   ☐ 電話番号・FAX番号の変更   ☐ 合併・解散等

**変更後の内容(新)**   変更箇所のみご記入下さい。

|               |                                          |      |  |     |    |
|---------------|------------------------------------------|------|--|-----|----|
| お届住所<br>又は所在地 | 〒      —      TEL      —      FAX      — |      |  |     |    |
| フリガナ          |                                          |      |  |     |    |
| お届法人名         |                                          |      |  |     |    |
| フリガナ          |                                          |      |  |     |    |
| 役職<br>代表者名    |                                          |      |  |     |    |
| 資本金           | 万円                                       | 事業種目 |  | 決算期 | 月期 |

**\* ご加入頂いています関連会社が複数ある場合は、コピーしてご使用下さい。**

**\* 資本金が変更になった場合は、年会費が変更になる場合があります。**

\* ご提出頂いた個人情報、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、並びに福利厚生制度のご案内など本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

**コピーしてお使い下さい。   ホームページからもダウンロード可能です。**

**公益社団法人名古屋北法人会事務局   TEL915-3886   FAX915-3850**



第10回

# 税に関する 絵はがきコンクール

## 受賞作品



名古屋北税務署長賞



名北小学校3年 若尾 律輝さん



名古屋北法人会会長賞



楠小学校6年 オフラス エリフさん



名古屋北法人会女性部会長賞



杉村小学校5年 舟橋 樹里さん



名古屋北法人会青年部会長賞



楠小学校2年 児川 勇輝さん



奨励賞・全集中で賞



旭ヶ丘小学校2年 中田 宗佑さん

(学年は応募時)

### 名古屋北法人会だより No.150

令和3年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会  
名古屋市北区清水5丁目5番3号  
名北フロントビル2F  
電話 915-3886

編集 広報委員会  
印刷所 株式会社 正鶴堂  
名古屋市北区志賀本通1-38-101  
電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では  
毎号の企画に役立たせていただくため皆様から  
のご意見・ご要望をお待ちしています。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設して  
います。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>



法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、  
万一の場合はもちろん、  
働けなくなった場合のリスクに備えるための  
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V Rタイプ:** 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**総合型V Tタイプ:** 大同生命の無配当就業障がい保障保険  
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Jタイプ:** 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

**Mタイプ:** 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」  
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

名古屋支社/  
愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13(名古屋大同生命ビル8F)  
TEL 052-541-3151



AIG 損害保険株式会社

名古屋支店/  
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)  
TEL 052-685-6194

F-2019-1010(2019年8月22日)  
19-073023 2021-8